

# 条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第36号～議案第46号)

令和3年第1回(3月)川口市議会定例会

## 令和3年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 36号参考資料	川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第 37号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	2
議案第 38号参考資料	川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	3
議案第 39号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表	4
議案第 40号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 2
議案第 41号参考資料	川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 3
議案第 42号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 5
議案第 43号参考資料	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 7
議案第 44号参考資料	川口市学校給食条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 8
議案第 45号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 9
議案第 46号参考資料	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	2 7

議案第 36号参考資料

川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 }          〵 } (略)</p> <p>総務部 }          危機管理部</p> <p><u>(1) 危機管理の統括に関すること。</u></p> <p><u>(2) ・ (3)</u> (略)</p> <p>理財部 }          〵 } (略)</p> <p>都市整備部 }</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 }          〵 } (略)</p> <p>総務部 }          危機管理部</p> <p><u>(1) ・ (2)</u> (略)</p> <p>理財部 }          〵 } (略)</p> <p>都市整備部 }</p>

議案第 37号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,543人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>24人</u></p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 <u>573人</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>587人</u></p> <p>(9) 公営企業の事務部局の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院事業 <u>884人</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,510人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>23人</u></p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 <u>555人</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>580人</u></p> <p>(9) 公営企業の事務部局の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院事業 <u>880人</u></p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 38号参考資料

川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p><u>(8) 公益財団法人全国市町村研修財団</u></p> <p><u>(9) ～(12)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p><u>(8) ～(11)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 39号参考資料

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく食品衛生法（昭和22年法律第233号）、理容師法（昭和22年法律第234号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）、医療法（昭和23年法律第205号）、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、<u>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）</u>、食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に規定する事務に係る手数料等の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（食品衛生法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第2条 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づき市長に許可の申請をしようとする者は、次に定め</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく食品衛生法（昭和22年法律第233号）、理容師法（昭和22年法律第234号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）、医療法（昭和23年法律第205号）、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）<u>、食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に規定する事務に係る手数料等の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（食品衛生法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第2条 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づき市長に許可の申請をしようとする者は、次に定め</p>

るところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 飲食店営業許可申請手数料

ア 新規の場合 1件につき 17,600円

イ 継続の場合 同 14,000円

(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 6,800円

イ 継続の場合 同 5,400円

(3) 食肉販売業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 10,700円

イ 継続の場合 同 8,500円

(4) 魚介類販売業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 10,700円

イ 継続の場合 同 8,500円

(5) 魚介類競り売り営業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 24,500円

イ 継続の場合 同 19,600円

(6) 集乳業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 10,700円

イ 継続の場合 同 8,500円

(7) 乳処理業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 24,500円

イ 継続の場合 同 19,600円

(8) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 24,500円

イ 継続の場合 同 19,600円

(9) 食肉処理業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 24,500円

イ 継続の場合 同 19,600円

(10) 食品の放射線照射業許可申請手数料

るところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 飲食店営業許可申請手数料

ア 新規の場合 1件につき 16,000円

イ 更新の場合 同 12,000円

(2) 喫茶店営業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 9,800円

イ 更新の場合 同 7,300円

(3) 菓子製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 14,000円

イ 更新の場合 同 10,500円

(4) あん類製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 14,000円

イ 更新の場合 同 10,500円

(5) アイスクリーム類製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 14,000円

イ 更新の場合 同 10,500円

(6) 乳処理業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 22,400円

イ 更新の場合 同 17,000円

(7) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 22,400円

イ 更新の場合 同 17,000円

(8) 乳製品製造業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 22,400円

イ 更新の場合 同 17,000円

(9) 集乳業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 9,800円

イ 更新の場合 同 7,300円

(10) 乳類販売業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 9,800円

- ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (11) 菓子製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (12) アイスクリーム類製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (13) 乳製品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (14) 清涼飲料水製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (15) 食肉製品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (16) 水産製品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (17) 冰雪製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (18) 液卵製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (19) 食用油脂製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料

- イ 更新の場合 同 7,300円
- (11) 食肉処理業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (12) 食肉販売業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 9,800円  
イ 更新の場合 同 7,300円
- (13) 食肉製品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (14) 魚介類販売業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 9,800円  
イ 更新の場合 同 7,300円
- (15) 魚介類競り売り営業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (16) 魚肉練り製品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 16,000円  
イ 更新の場合 同 12,000円
- (17) 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (18) 食品の放射線照射業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (19) 清涼飲料水製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (20) 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 14,000円



- ア 新規の場合 同 17,600円  
イ 継続の場合 同 14,000円
- (21) 酒類製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 17,600円  
イ 継続の場合 同 14,000円
- (22) 豆腐製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (23) 納豆製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (24) 麺類製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (25) そうざい製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (26) 複合型そうざい製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 35,000円  
イ 継続の場合 同 28,000円
- (27) 冷凍食品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 24,500円  
イ 継続の場合 同 19,600円
- (28) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 35,000円  
イ 継続の場合 同 28,000円
- (29) 漬物製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 15,400円  
イ 継続の場合 同 12,300円
- (30) 密封包装食品製造業許可申請手数料

- イ 更新の場合 同 10,500円
- (21) 冰雪製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (22) 冰雪販売業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 14,000円  
イ 更新の場合 同 10,500円
- (23) 食用油脂製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (24) マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 22,400円  
イ 更新の場合 同 17,000円
- (25) みそ製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 16,000円  
イ 更新の場合 同 12,000円
- (26) しょう油製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 16,000円  
イ 更新の場合 同 12,000円
- (27) ソース類製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 16,000円  
イ 更新の場合 同 12,000円
- (28) 酒類製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 16,000円  
イ 更新の場合 同 12,000円
- (29) 豆腐製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 14,000円  
イ 更新の場合 同 10,500円
- (30) 納豆製造業許可申請手数料  
ア 新規の場合 同 14,000円

ア	新規の場合	同	24,500円
イ	継続の場合	同	19,600円
(31)	食品の小分け業許可申請手数料		
ア	新規の場合	同	15,400円
イ	継続の場合	同	12,300円
(32)	添加物製造業許可申請手数料		
ア	新規の場合	同	24,500円
イ	継続の場合	同	19,600円

(狂犬病予防法に関する事務の手数料の額等)

第12条 狂犬病予防法（以下この条において「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者又は注射済票の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1)～(4) (略)

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等)

第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新

イ	更新の場合	同	10,500円
(31)	麺類製造業許可申請手数料		
ア	新規の場合	同	14,000円
イ	更新の場合	同	10,500円
(32)	総菜製造業許可申請手数料		
ア	新規の場合	同	22,400円
イ	更新の場合	同	17,000円
(33)	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料		
ア	新規の場合	同	22,400円
イ	更新の場合	同	17,000円
(34)	添加物製造業許可申請手数料		
ア	新規の場合	同	22,400円
イ	更新の場合	同	17,000円

(狂犬病予防法に関する事務の手数料の額等)

第12条 狂犬病予防法（以下この条において「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者又は注射済票の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1)～(4) (略)

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等)

第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新

申請手数料 同 4,000円

- (5) (略)
- (6) 法第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料 同 6,900円
- (7) (略)
- (8) 法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円
- (9)～(11) (略)
- (12) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料 同 14,100円
- (13) (略)
- (14) 法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品販売業許可更新申請手数料 同 14,100円
- (15) 令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設許可証の書換え交付申請手数料 同 2,600円
- (16) 令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設許可証の再交付申請手数料 同 3,700円
- (17)～(22) (略)

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務の手数料の額等)

第21条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に発行等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（衛生証明書に限る。）の発行手数料 1件につき 870円
- (2) 法第17条第2項の規定に基づく適合施設認定申請手数料
  - ア 市長が実地に調査を行う場合 同 20,900円
  - イ ア以外の場合 同 10,400円

第22条～第24条 (略)

(手数料等の徴収時期)

申請手数料 同 4,000円

- (5) (略)
- (6) 法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料 同 6,900円
- (7) (略)
- (8) 法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円
- (9)～(11) (略)
- (12) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料 同 14,100円
- (13) (略)
- (14) 法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品販売業許可更新申請手数料 同 14,100円
- (15) 令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設許可証の書換え交付申請手数料 同 2,600円
- (16) 令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設許可証の再交付申請手数料 同 3,700円
- (17)～(22) (略)

第21条～第23条 (略)

(手数料等の徴収時期)

第25条 第2条から第23条までに規定する手数料及び前条に規定する費用（以下「手数料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに徴収する。

(1) 第2条、第4条から第10条まで、第12条（第2号を除く。）、第13条、第14条及び第16条から第23条までに規定する手数料 申請又は申請に対する処分に係る書類の交付のとき。

(2)～(4) (略)

第26条～第28条 (略)

附 則

1・2 (略)

(食品衛生法に関する事務手数料の額等の特例)

3 第2条各号の規定にかかわらず、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下この項及び次項において「整備令」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例により同条に規定する営業を行う者が、同条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされる期間の満了の日までの間に、当該営業について、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（次項において「新法」という。）第55条第1項の規定に基づき許可の申請をしようとする場合（当該営業が整備令による改正後の食品衛生法施行令（次項において「新令」という。）第35条各号に規定する営業に相当すると市長が認める場合に限る。）の手数料の額は、第2条各号に規定する継続の場合における手数料の額とする。

4 第2条第16号、第29号及び第31号の規定にかかわらず、令和3年6月1日前に食品衛生に関する条例（以下この項において「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる営業の許可を受けていた者であつて、整備令第9条の規定により当該営業を行うものが、同表の中欄に掲げる営業について新法第55条第1項の規定に基づき許可の申請をしようとする場合の手数料の額は、令和6年5月31日までの間は、同表の右欄に定める額とする。

条例第2条第1項 第3号に掲げる営	新令第35条第29号に掲げる営業	12,300円
----------------------	------------------	---------

第24条 第2条から第22条までに規定する手数料及び前条に規定する費用（以下「手数料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに徴収する。

(1) 第2条、第4条から第10条まで、第12条（第2号を除く。）、第13条、第14条及び第16条から第22条までに規定する手数料 申請又は申請に対する処分に係る書類の交付のとき。

(2)～(4) (略)

第25条～第27条 (略)

附 則

1・2 (略)

業	新令第35条第31号に掲げる営業 (同条第29号に該当する営業において製造された食品に係るものに限る。)	12,300円
条例第2条第1項第4号に掲げる営業	新令第35条第16号に掲げる営業 (条例第2条第1項第4号に掲げる営業に相当すると市長が認めるものに限る。)	19,600円
	新令第35条第31号に掲げる営業 (同条第16号に該当する営業(条例第2条第1項第4号に掲げる営業に相当すると市長が認めるものに限る。))において製造された食品に係るものに限る。)	12,300円

議案第 40号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) ～(30) （略）            (31) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。            (32) （略）</p>	<p>（定義）            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) ～(30) （略）            (31) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。            (32) （略）</p>

議案第 41号参考資料

川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例（平成29年条例第77号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の<u>基準</u>を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の<u>基準等</u>を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(食品等の製造等の営業に係る届出等)</u></p> <p>第4条 <u>食品若しくは添加物を製造し、若しくは加工する業（令第35条各号に掲げる営業及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）第2条第1項各号に掲げる営業（以下これらを「許可営業」という。）を除く。）又は器具若しくは容器包装を製造する業を営もうとする者は、営業の施設ごとに、営業の種類、営業の施設の所在地その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったとき又は当該営業を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(廃業の届出)</u></p> <p>第5条 <u>法第52条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る営業を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(営業以外の食品の供与に係る届出等)</u></p> <p>第6条 <u>営業以外の場合で寄宿舎、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与しようとする者は、食品を供与する施設（以下「給食施設」という。）の所在地その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</u></p>

い。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったとき又は当該届出に係る給食施設を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(食品衛生責任者の届出)

第7条 次に掲げる者は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号に規定する食品衛生責任者を新たに定めたとき又は変更したときは、速やかに、当該食品衛生責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 許可営業を営む者

(2) 第4条第1項の規定による届出をした者

(3) 前条第1項の規定による届出をした者

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第 42号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p>

(1) ~ (3) (略)

(1) ~ (3) (略)

議案第 43号参考資料

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（施設） 第4条 診療保健施設は、次のとおりとする。				（施設） 第4条 診療保健施設は、次のとおりとする。			
名 称	位 置	診 療 科 目	病床数	名 称	位 置	診 療 科 目	病床数
川口市立医療センター	（略）	内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、循環器科、小児科、精神科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科	（略）	川口市立医療センター	（略）	内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、循環器科、小児科、精神科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、心臓外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科	（略）
（略）				（略）			

議案第 44号参考資料

川口市学校給食条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市学校給食条例（平成22年条例第42号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校給食の実施）                      第2条 本市は、法第4条の規定に基づき、川口市立小学校に在学する児童及び川口市立中学校（川口市立高等学校附属中学校を除く。）に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）に対し学校給食を実施する。</p>	<p>（学校給食の実施）                      第2条 本市は、法第4条の規定に基づき、川口市立小学校に在学する児童及び川口市立中学校_____に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）に対し学校給食を実施する。</p>

議案第 45号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第34条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び第5号において「適合証」という。）が添付されているもの 1件につき 1の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 前号の認定申請に併せて<u>法第35条第2項</u>の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る<u>法第35条第2項</u>の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額</p> <p>(5) <u>法第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第29条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び第5号において「適合証」という。）が添付されているもの 1件につき 1の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 前号の認定申請に併せて<u>法第30条第2項</u>の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る<u>法第30条第2項</u>の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額</p> <p>(5) <u>法第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>

認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア 適合証が添付されているもの 1 件につき 次の(ア) 及び(イ) に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア) 及び(イ) に定める額を合算した額

(ア) 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）として記載されている建築物であって変更をしようとするもの 1 の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

(イ) （略）

イ （略）

(6) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1 件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第36条第2項において準用する法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(7) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア 認定申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されているもの 1 件につき 別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ （略）

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあっては当該申請に係る住

認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア 適合証が添付されているもの 1 件につき 次の(ア) 及び(イ) に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア) 及び(イ) に定める額を合算した額

(ア) 法第29条第3項に規定する申請建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）として記載されている建築物であって変更をしようとするもの 1 の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

(イ) （略）

イ （略）

(6) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1 件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第31条第2項において準用する法第30条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(7) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア 認定申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されているもの 1 件につき 別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ （略）

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあっては当該申請に係る住

宅部分の床面積の合計（同項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあつては、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計（前項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあつては、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）（前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分を除く。）とする。

（道路位置指定図面及び建築計画概要書等の写しの交付申請に係る手数料の額等）

第9条（略）

- 2 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書又は全体計画概要書の写しの交付を市長に申請しようとする者は、それぞれ1件につき400円の手数料を市に納付しなければならない。

別表第3（第6条関係）

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	申請住戸数又は床面積の合計	
(略)		
<u>住宅用途を含む建築物の住戸部分を除く部分及び住宅用途を含まない建築物</u>	300平方メートル以内の場合	10,000円
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	19,000円

宅部分の床面積の合計（同項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあつては、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計（同項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあつては、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）（前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分を除く。）とする。

（道路位置指定図面及び建築計画概要書等の写しの交付申請に係る手数料の額等）

第9条（略）

- 2 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書又は全体計画概要書の写しの交付を市長に申請しようとする者は、それぞれ1件につき400円の手数料を市に納付しなければならない。

別表第3（第6条関係）

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	申請住戸数又は床面積の合計	
(略)		
<u>住宅用途を含む建築物の住戸部分を除く部分及び住宅用途を含まない建築物</u>	300平方メートル以内の場合	10,000円
	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	31,000円

	の場合	
	<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合</u>	<u>31,000円</u>
	(略)	

別表第4（第6条関係）

(ア)		(イ)	(ウ)
建築物又は建築物の部分の別	申請住戸数又は床面積の合計		
(略)			
共同住宅の共用部分	<u>300平方メートル以内の場合</u>	<u>111,000円</u>	
	<u>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合</u>	<u>145,000円</u>	
	<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合</u>	<u>192,000円</u>	
(略)			
住宅用途を含む建築物の住戸部分及び共用部分を除く部分並びに住宅用途を含まない建築物	<u>300平方メートル以内の場合</u>	<u>250,000円</u>	<u>102,000円</u>
	<u>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合</u>	<u>317,000円</u>	<u>130,000円</u>

	の場合	
	(略)	

別表第4（第6条関係）

(ア)		(イ)	(ウ)
建築物又は建築物の部分の別	申請住戸数又は床面積の合計		
(略)			
共同住宅の共用部分	<u>300平方メートル以内の場合</u>	<u>111,000円</u>	
	<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合</u>	<u>192,000円</u>	
	(略)		
住宅用途を含む建築物の住戸部分及び共用部分を除く部分並びに住宅用途を含まない建築物	<u>300平方メートル以内の場合</u>	<u>250,000円</u>	<u>102,000円</u>
	<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合</u>	<u>412,000円</u>	<u>171,000円</u>



1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	412,000円	171,000円
(略)		

別表第4の2（第7条関係）

(ア)		(イ)
省令の基準	床面積の合計	
省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	250,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	317,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円
	(略)	
省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	102,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
	(略)	

別表第4の3（第7条関係）

(ア)	(イ)
-----	-----

(略)
-----

別表第4の2（第7条関係）

(ア)		(イ)
省令の基準	床面積の合計	
省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	250,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円
	(略)	
省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	102,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
	(略)	

別表第4の3（第7条関係）

(ア)	(イ)
-----	-----

床面積の合計	
(略)	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
(略)	

別表第5 (第7条関係)

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)		
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	10,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
	(略)	

別表第6 (第7条関係)

(ア)		(イ)
建築物又は建		

床面積の合計	
(略)	
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
(略)	

別表第5 (第7条関係)

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)		
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	10,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
	(略)	

別表第6 (第7条関係)

(ア)		(イ)
建築物又は建		

省令の基準	建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)			
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	317,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円
		(略)	
省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
		(略)	

別表第7 (第7条関係)

(ア)			(イ)
省令の基準	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	

省令の基準	建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)			
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円
		(略)	
省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
		(略)	

別表第7 (第7条関係)

(ア)			(イ)
省令の基準	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	

(略)			
省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	317,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円
		(略)	
省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
		(略)	

(略)			
省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円
		(略)	
省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
		(略)	

議案第 46号参考資料

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経営の基本）            第3条（略）            2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。            (1)（略）            (2) 給水人口は、<u>637,900人</u>とする。            (3) 1日最大給水量は、<u>195,600立方メートル</u>とする。            3（略）</p>	<p>（経営の基本）            第3条（略）            2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。            (1)（略）            (2) 給水人口は、<u>611,700人</u>とする。            (3) 1日最大給水量は、<u>192,700立方メートル</u>とする。            3（略）</p>